

高鍋町告示第4号

令和3年第1回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年2月8日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和3年2月15日（月）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
青木 善明君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
後藤 正弘君	緒方 直樹君

○応招しなかった議員

令和3年 第1回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和3年2月15日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和3年2月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)[令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)]
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)[令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第12号)]
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)[令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第13号)]
- 日程第6 議案第4号 防災資機材(アルミ製折りたたみ式リアカー)の購入について
- 日程第7 議案第5号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第14号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)[令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)]
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)[令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第12号)]
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)[令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第13号)]
- 日程第6 議案第4号 防災資機材(アルミ製折りたたみ式リアカー)の購入について
- 日程第7 議案第5号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第14号)
-

出席議員(13名)

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
5番 松岡 信博君	6番 青木 善明君
7番 黒木 博行君	8番 黒木 正建君
10番 古川 誠君	11番 中村 末子君

12番 春成 勇君
14番 杉尾 浩一君
16番 緒方 直樹君

13番 日高 正則君
15番 後藤 正弘君

欠席議員（1名）

3番 八代 輝幸君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会議務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	島埜内 遵君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			杉 英樹君
町民生活課長	鳥井 和昭君	健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君		

午前10時00分開会

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から令和3年第1回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。

先日、2月9日火曜日、午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員会の委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3名が出席、議会議務局からは2名が出席しまして、議会運営委員会を開催しました。

本日の臨時会に付議されました案件は、議案第1号（専決第1号）〔令和2年度高鍋町

一般会計補正予算（第11号）]、議案第2号（専決第2号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）]、議案第3号（専決第3号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）]、議案第4号防災資機材（アルミ製折りたたみ式リアカー）の購入について、議案第5号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）の計5件でございます。

この議案第1号から議案第3号及び議案第5号については、詳細な説明資料をつけて提案することで委員全員の意見の一致を見ました。

また、その後、議会事務局より会期日程の説明があり、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることで委員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（緒方 直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、田中義基議員、2番、永友良和議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（緒方 直樹） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日2月15日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日2月15日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第1号

日程第4. 議案第2号

日程第5. 議案第3号

○議長（緒方 直樹） 日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）]から、日程第5、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）]まで、以上3件を一括議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。

議案第1号（専決第1号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）]についてから、議案第3号（専決第3号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）]についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号（専決第1号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）]

についてでございますが、本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策として、県の営業時間短縮要請に協力した飲食店に対し、感染症対策時間短縮要請支援金を速やかに支給するため、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,202万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億1,870万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は感染症対策時間短縮要請支援金の増額で、歳入は県補助金及びふるさとづくり基金繰入金でございます。

次に、議案第2号（専決第2号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）〕についてでございますが、本案につきましては、営業時間短縮要請期間が延長されたことに伴い、感染症対策時間短縮要請支援金を増額するため、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,802万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ131億4,672万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は感染症対策時間短縮要請支援金の増額で、歳入は県補助金及びふるさとづくり基金繰入金でございます。

次に、議案第3号（専決第3号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）〕についてでございますが、本案につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制を速やかに構築するため、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,955万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ131億7,627万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は新型コロナウイルスワクチン接種委託及びコールセンター業務委託等による増額で、歳入は国庫支出金でございます。併せまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業1件の繰越明許費の追加を行うものでございます。

以上、3件の議案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第1号（専決第1号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）〕から、議案第3号（専決第3号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）〕まで、一括して詳細説明を申し上げます。

また、お手元に資料をお配りしておりますので、合わせて御確認ください。

まず、議案第1号（専決第1号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）〕について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の対策として県の営業時間短縮要請に協力した飲食店に対し、感染症対策時間短縮要請支援金を交付するための経費を計上したものでございます。専決処分の日は、令和3年1月8日でございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書の8ページ、9ページをお開きください。

商工費、新型コロナウイルス感染症対策費、報償費の感染症対策時間短縮要請支援金につきましては、酒類の提供を行う飲食店にあつては令和3年1月9日から22日までの14日間、酒類の提供を行わない飲食店にあつては令和3年1月11日から22日までの12日間の全ての期間において営業時間の短縮を行った飲食店に対して、酒類の提供を行う場合にあつては1店舗当たり56万円、行わない場合にあつては48万円を交付するもので、200件分を計上いたしました。役務費につきましては、口座振込手数料で、同じく200件分でございます。

戻りまして、歳入の御説明をいたします。

6ページ、7ページをお開きください。

一番上の商工費、県補助金につきましては、時間短縮要請協力事業に係る県からの補助金でございます。国からの交付分を合わせて支援金の9割及び事務費分が交付をされることとなります。2段目のふるさとづくり基金繰入金につきましては、支援金の1割を町が負担することとなりますので、ふるさとづくり基金を活用させていただきました。

次に、議案第2号（専決第2号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）〕について御説明申し上げます。

専決処分の日は、令和3年1月22日でございます。

今回の補正は、補正第11号で御説明申し上げました県の営業時間短縮要請が2月7日までに延長されたことに伴い、時間短縮要請支援金を増額するものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。

1月23日から2月7日までの16日間の全ての期間におきまして営業時間の短縮を行った飲食店に対し、1店舗当たり一律64万円を支給するもので、200件分を計上いたしました。

なお、延長部分につきましては、酒類の提供の有無にかかわらず全ての飲食店が要請の対象となっております。

戻りまして、歳入の御説明をいたします。

6ページ、7ページをお開きください。

補正第11号と同様、商工費、県補助金及びふるさとづくり基金繰入金を計上をいたしました。

次に、議案第3号（専決第3号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）〕について御説明申し上げます。

専決処分の日は、令和3年2月1日でございます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費を計上したものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

衛生費、新型コロナウイルス感染症対策費についてでございますが、ワクチン接種業務に携わる看護師、事務職員の雇用を予定しておりますので、報酬、共済費、旅費を計上いたしました。職員手当につきましては職員の時間外勤務手当、需用費につきましては広報等の事務用品、消毒用アルコール綿等の衛生用品でございます。役務費につきましては、接種券の郵送料でございますが、今回の接種券の送付は3月末に発送予定の高齢者の方を対象としております。委託料のシステム改修委託は、予防接種システムの改修業務委託でございます。その下のワクチン接種委託につきましては、医療従事者のワクチン接種に係るもので500人分を計上しております。コールセンター等業務委託につきましては、接種券の印刷、接種日の予約、コールセンター業務等を一括して委託することとしております。備品購入費につきましては、専用パソコン2台の購入でございます。

戻りまして、歳入の御説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。

国庫支出金でございますが、歳出で御説明申し上げましたワクチン接種業務委託につきましては国庫負担金として、その他の経費につきましては国庫補助金として、それぞれ国から交付をされることとなります。

次に、4ページをお開きください。

繰越明許費の補正についてでございますが、今回の補正予算で計上いたしました事業につきまして、次年度にまたがることから繰越明許費を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今説明を受けただけです。質疑がかみ合っていない場合があるかもしれませんので、御了承いただきたいと思っております。

1号から3号まで、一括しての質疑を行います。

感染症対策として協力金について県からの補助もあるんですけども、県単独での要請となりましたので町が拠出している金額も後づけで支援されるものなのかどうか。1割ずつかなと思うんですけども、国としての方針同様の補助内容と考えてよいのかどうか。ゆっくり言ったほうがいいですかね。

今問題となっているのは、支援される金額が一律ではおかしいのではないかと疑問が出されています。それまでの売上高に応じての支援としなければ不公平感が出てくるのではないかとということです。

また、業者には支援されてもそこで働いていた人への処遇はどうなるのでしょうか。そのことまできちんと把握しないと、国がやるから、県がするからと一律補助では支援を続けてほしいと願うような業者も出てくるのではないかと懸念があります。その対応策は考えておられるのかどうかお伺いします。

業者数は資料を頂きましたが、このお金を支給した後に廃業となる業者はいないと考え

ますけれども、どのような対策を講じるのかお伺いします。まずこれは持続するということが基本的な政策だと思いますので、そのことについて特化してお答え願いたいと思います。

コロナウイルスワクチン接種に関しては議員協議会での説明はありました。流れ及び時間設定が難しいと考えますが、どうでしょうか。ワクチンの数は、1人2回接種して、人口何割くらいの方が確保されるのでしょうか。先ほどの説明からすると、印刷業などの費用という説明でしたけれども、コールセンター等の業務委託費が多いようなんですが、その理由は何でしょうか。

先ほど職員を雇用するという説明がありました。看護師と事務職員の雇用があるということでしたけれども、会計年度任用職員の仕事の内容はどのようなものなのか、具体的にお答えを願います。大型冷凍庫が必要なんですけれども、接種前、どのくらいで解凍されるのか。アメリカでは解凍後のワクチンは廃棄処分となるので、接種場所には接種してほしい人が順番待ちをしているとのことです。事前に順番も接種希望者には伝えられるのかどうかお伺いします。全体の流れとしては書面資料を議員協議会で頂きましたけれども、町民への周知はどのようにされていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） まず、協力金について町の拠出に関する御質疑でございますけれども、今回の時間短縮要請の協力金につきましては県と市町村とが連携して給付することとなっております。町の拠出分は協力金額のうちの1割となります。

なお、この内容につきましては、県との協議により県内全ての市町村で統一されたものでございます。

次に、国としての方針同様の補助と考えているかという御質疑でございますけれども、こちらに関しましても時短要請による協力金に関しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用することから、国の制度、その方針に沿ったものとなっております。

次に、協力金の算定について、また、事業所で働いていらっしゃる皆様方への処遇についての御質疑でございますが、こちらにつきましては、今回の時短協力金につきましては、県により緊急事態宣言が発令された期間において営業時間の短縮要請に応じたことに対して支給することを目的としたものでございます。国の制度におきましても対象となる店舗の売上高に応じまして協力金額を算定するといったような取扱いは示されていないところでございます。

また、店舗等で働く従業員に向けました雇用関連の支援といたしましては、国によります雇用調整助成金、こちらの特例措置のほうが延長されておりましたり、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金の制度等が引き続き講じられておりますことから、こちらの内容につきまして相談などがあった場合に御案内をさせていただいているところでございます。

次に、事業者数に関する御質疑でございますが、対象となる店舗等の件数についてはお配りしております資料のほうに記載もさせていただいておりますが、飲食店営業許可の件数及び昨年8月に実施しております休業要請支援金の支援実績などから200件を見込んでおるところでございます。

なお、先ほど申しましたとおり、今回の給付金につきましては、県による緊急事態宣言の発令期間中におきまして、営業時間の短縮要請に応じたことに対して給付するということが目的としたものでございます。これに関連しまして、給付を受けた後に廃業せざるを得ない状況が生じた場合などの取扱いにつきまして県のほうにも確認をいたしましたところ、協力金に関しましては、万が一、そのような状況となったとしても返還等を求める予定はないというような回答を頂いているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 新型コロナウイルスワクチン接種に関しましては、議員協議会の中で御説明させていただきましたけど、その中で、特に集団接種をした場合、その場合の流れとか時間設定通知につきましては、大変厳しいものがございます。国は、65歳以上の高齢者に相当する人数の1回目、2回目の接種をそれぞれ2か月以内で実施することを念頭に、週当たり提供する接種回数を算出いたしまして体制整備の目標としております。また、そのような具体的なイメージを示されたところでもあります。町といたしましては、このイメージをもとに体制の構築を今、現在、図っているところでございますけど、現在、協議を行っております医師の意見等も参考に、随時必要な見直し等を行って進めていきたいというふうに考えております。

それから、ワクチンの数の件ですけど、1人2回接種することになりますけど、町といたしましては、予約状況から必要数を国、県に報告いたしまして、供給されるワクチン数を、国、県が町へ配分するという形になります。現時点で、本町に何回分のワクチンが配分されるというものではなくて、予約された必要回数分のワクチンが配送されるというものでございます。

続きまして、コールセンター等の業務委託に関しましてですけど、コールセンター等の業務委託についてでございますけど、町民からの問い合わせに関すること、それから接種の日時の予約に対応するコールセンター業務のほか、接種券の印刷、それから封入、封緘業務、それから案内文、それから予診票の印刷、それから接種履歴のデータ作成業務等を委託するものでございます。

続きましては、会計年度任用職員の仕事内容につきましてですけど、接種券の発送、それから電話の対応、集団接種会場の設営、受付業務、予診票の確認、それから健康観察等の業務を行っていただく予定としております。

次に、ファイザー社のワクチンに関する大型冷凍庫の件ですけど、現時点で予定されている国からの情報によりますと、ファイザー社のワクチンは室温で解凍後、接種前に生理

食塩水で希釈をいたします。室温で6時間の保存が可能とされております。

接種の順番におきましては、あらかじめ15分または30分の時間枠を予約段階で受け付ける形を想定をしております。会場での待ち時間や密を避ける工夫をしまいたいというふうに考えています。また、予約が確定された方につきましては、予約確認表を送付することも検討しているところでございます。

それから町民への周知ですけど、町民への周知につきましては、接種体制が確定した段階で全戸配布のチラシやホームページ、LINE、フェイスブック等で周知してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど財政経営課長では、議案の第1号かな、第1号の中で、歳入のところで9割の交付があるということだったんですけど、ちょっとこれは地方創生のほうでよろしいんですかね。残りの1割を、じゃあ、高鍋町が負担するということでの意味合いでよろしいのかしら。県は負担しないのかしら。ちょっといや、それがまず何点もありますので、すいません、3回しかできませんので続けていきますね。

そして、先ほど営業時間、お金を支給した後に廃業となる業者に対しての対応策というのはないのかと聞いたら返還等を求めることはないということでしたが、これがやはりはっきりするのであればね、このお金をもらったら、廃業されてしまったら、持続するために給付されるお金であるはずなのに、そういう業者の方がおられたら非常に残念な結果になると思うんですよね。高鍋町にはいらっしゃらないとは思いますが、やはりそのことがないように商工会議所ともやはり連携を取りながら、このお金がどういう意味で拠出されているのか、国民の税金であるということも含めてしっかりと啓発活動というのをさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、コールセンター等の業務委託費ということなんですが、これは職員を雇うとは別のコールセンターというのは部屋を設けるのか、それともそういう特別のコールセンターが県のほうで設置されるのか、同じ予防接種ということですので、その内容について同じことだからということで県のコールセンターができるのかどうか。だから、そういう何か団体に委託費というのは、ほぼどっかの会社に委託するというのが普通の考え方じゃないかなと思うんですよね。

先ほどの課長の説明では、町民への周知などとかいろんなものをするためにコールセンターに委託される。どういったところがこの委託をね、受けてくれるのかということが定かでない部分がありますので、どのようにされるつもりなのか。例えば、町内の職員で、町の職員で受けるんだったら、相当訓練しておかないと健康保険課担当だけではとてもじゃないけど、やはり無理なんじゃないかなと思うんですよね。ある程度訓練されていないと違った答えが出たりするといけませんので、いろんなことが。だから、そういうことも含めてきちんと対応できる状況が確保されるのかどうか。そして、この委託というのをな

ぜ委託にしたのかというところ。自分ところですのであれば、委託という必要はないわけですね。というのは、だからどういう業者に、どういう流れで委託するのかということが全く見えてこない、今の答弁では。そこをきちんと答弁していただかないとやはり不安なんです。本当に大丈夫なんだろうかとということが不安だから、やはりちゃんと見える形で説明していただかないと、例えば、コールセンター業務委託がどういう、どっかの会社が受けてくれるのか、それともその会社は、じゃあ、コールセンターというのを持っているのか、そういうことも含めてちゃんと説明してもらわないと、私たち見えなところで電話だけで受付というのをさせていただくと、非常にね、真心のない執行部と、要するに、行政運営ということになりかねませんので、そこをきちんと聞いておきたいと思えます。

それから、一応、もうこの6時間の保存ということでファイザー社の、廃棄処分にされると思うんですけど、これは廃棄処分にね。そして今もう、訓練をアメリカとかいろんなところで実際に受けられた方とかでファイザー社の、この何ミリ入っているのかちょっと私も分からないんですけど、ちゃんと注射器の残とか考えたときには予定よりももっと多く設定しないといけないということもあるみたいなんです。だから、そういうことを考えたときに10人分だと思っていたけれども9人分しかなかったというような感じになっている状況がアメリカでもあっているんだそうですね。だから、そこを考えたときにどのぐらい廃棄、何割じゃないけど、何%ぐらいの廃棄になると政府は考えておられるのか。そのことがこちらのほうに伝わっているのかどうか。そこを今、100%、多分、廃棄なくていいということではないと思うんですね。何%か廃棄する覚悟で、多分、輸入されていると思うんですね。だから、やっぱりそれをきちんとしていかないと、日本の皆さんは、日本人は外国の方から言われるんですけども、本当に理路整然としてきっちりとした形で受けていただくということを前提にされているようですので性善説ではありませんけれど、1本の廃棄もないというふうに考えていいのかどうか、その辺のところの廃棄するものを厚生労働省はどのように出しているのでしょうか。それで以上です。今言ったからごめんなさい。ちょっと聞き取れました。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） まず、県補助金の割合に関してでございますが、感染症対策時間短縮要請協力金事業補助金のほうが県のほうから補助があるのですが、こちらにつきまして、県の補助金の中に国の交付金分も含まれておりまして、実務上は県が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国の臨時交付金の協力要請推進枠という部分を使いまして交付されるものでございまして、国8割、県1割、市町村1割という負担割合になることとなります。

続きまして、協力金の目的の部分に関係してくるんでございますが、事業の継続については今回の協力金に関して明確にうたっておるものではございませんで、あくまでも県のほうが新型インフルエンザ等対策特別措置法の第24条第9項の規定に基づいて要請する

営業時間短縮への協力金という形で支給される内容となっております。ですので、必ずしも営業の持続というものが要件となっているものではございません。ただ、議員のおっしゃられたとおり、支援金の受付の窓口のほうでは事業の継続について御相談があった場合には、様々な方策、制度等を御案内させていただいて事業者さんの事業の継続のほうに支援、何かしらの支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） まずは1点、コールセンター業務の件ですけど、コールセンターにつきましては、コールセンター業務を取り扱う業者に委託をするものでございます。本町におきまして、職員がコール業務を行うものではございません。そのコールセンターの業務につき、コールセンターを、町内ではなくて町外、あるいは県外に設置される予定としております。

そこでコールセンターを取り扱う専門の職員さんがいらっしゃるということで、その方が受付業務、それから問合わせ業務を行って、その結果を本町のほうに随時報告されるという形を、体制を考えております。

続きまして、ワクチンの廃棄の件についてでございますけど、議員協議会の資料の中で御説明いたしますけど、ファイザー社のワクチンは1バイアル当たり、すいません、説明資料は6回と書いてありましたけど、その部分については5回と訂正されましたので、1バイアル当たり5回でございます。ですから、その日、全てがきれいに接種できればいいんですけど、当然、1人分とか2人分とかいう形で残る可能性がございます。最大で4人分、4人分残るかもしれませんけど、その分については廃棄をしなければならないということになりますけど、できるだけ廃棄がならないような形で予約をしていただく、するということを考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほどね、廃業となることについて止められはしないと。だから御存じの方が多いですよ、結構。だから、これをもらってもうやめようと言っている人がもう何人か既に聞いている方たちがいますので、やはり皆さんの税金でこれをやるわけですよ。誰が出してくれるわけでもない。やはり皆さんの税金。多分、皆さんね、国民の皆さんはほとんどの方がコロナの別途の枠の税金ができるんじゃないかと物すごく今、不安がっているんですね。だから、そういうことも考えたときにはやはり、廃業しました、はい、さようならではね、町民の皆さんに対して説明責任が果たせない状況が出てくるんじゃないかなと。その個人攻撃になってしまうと。国の制度そのものをね、私も何か言い方は悪いけど、どんどんお金を出せばいいんだみたいなどころがありますけれども、やはり廃業しなくて、例えば、酒屋さんに納めていらっしゃる、酒類を提供している酒屋さんなんかも本当に大変なんですよね、一歩も出ないから。だから、そういう方たちにも本当はね、私はこの補償をしてあげてほしいぐらいですよ。お店をしていない人であっても。

だから、そういう形でね、みんなが今、とにかく借金をしてまでもこれを乗り切ろうと思っている業種の方もたくさんおられるわけですよ。それなのに片一方では、はい、頂きました、はい、やめますではね、やはりその方が個人で個人的なことなんだということで個人攻撃されてしまって非常に大変な状況がね、出てくる。やはりコロナ禍においてね、一番案ずるべきことは、みんながやはり優しい気持ちになるし、きちんとした気持ちになる。台湾の人たちと同じようにね、お互いがお互いを思いやれるようなそういう政策をしっかりと出していかないと、私、コロナはね、絶対収まらない、そこまで来ていると思うんです。だから、私がね、一番大事にしてほしいのは、人の気持ちというのをしっかりとそういう方向に持っていく体制が必要なんだということなんです。お互いを思いやって。だから、お金を頂いた、口座に入った、このお金は国民の税金なんだという思いをしっかりと頂いて、道で会う人ごとには本当にお礼を言ってほしいぐらいの気持ちをね、業者の皆さんに持っていたきたいわけですよ。それがだから店を継続して黙っていても、店を継続することで俺は高鍋の町で、私は高鍋の町で頑張っていますよということを示していただくことが最重要かなと思っていますので、そののころを確かに変化を求めることはないし、そういう、でも、啓発をね、気持ちがあるんだという啓発をしていただきたい。そして、本当にお金に対してしっかりとした考えを持っていただけるような今、そういう意識づけをしていかないと、私はコロナ禍にあって浅ましいと言われるような状況が出てくると非常に残念な気持ちになるんですね。だから、そういう気持ちにならないようにお互いが、「まあ、頑張ったね」、私たちも言ってあげられる政策になっていかないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、そこは商工会議所なり、いろんなところときちんとお話し合いをいただいて、こういう話が議員から出たよということも言っていただいて結構だと思います。そういうふうをお願いをしていただきたいと思います。

それから、先ほどコールセンター等は町外、県外になるかもしれないと、なるだろうということなんです。だから、じゃあ、高鍋町の現実をね、知っているのかどうかということになると、このコールセンター業務がほとんどですがね、お金が。またね、だから、広告費の電通と同じような感じで、ひょっとしたら国が主導で、そこに1か所にね、集中するような状況が出てくると、非常に私はね、残念な思いになるんですね。これをだから、お金がこういうワクチン接種で出てきたにしても、やはり皆さんに気持ちよくワクチンを接種していただく必要がある。それにはやはり町民を熟知している人たちがきちんと対応していなかいといけないんじゃないかなと思っているからそう言っているんですね。だから、コールセンター業務委託じゃなくて、ひょっとしたら何の意見も来ないかもしれない。でも、そういうことを肝に銘じてやらないと、私、絶対このコロナはね、収まらない、収まり切れない部分があるんじゃないかなということをおもっているんです。それに対してどのようなお考えを町長、お持ちになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 2点ほど御質疑あったと思います。補助金をもらって、協力金を

もらって廃業される場合もそれはあるかと思えます。それは、よく私が今耳にするのは、補助金によって家賃の滞納が終わったと。あるいは酒販店さん、あるいは食料品店さんへの滞っていた支払いが終わったというふうに聞いておりますので、廃業される方が、言葉は悪いですが、踏み倒し等のないような形で廃業されることはあっても、それは、当然、出てくる事例であろうというふうに受け止めております。

また、コールセンターにおきましては、コールセンターというのは、今の時代ではいろんなところに外部委託するのは当たり前前の時代になっておりまして、いろんな会社、あるいは航空券1つでも電話で問い合わせすれば、答えは実は北海道とか沖縄から、東京のほうでは、コールセンターから来ているというのはもう当たり前前の時代でございますので、我々の選択肢としては、それを有効活用する場合のコールセンターというのは町民の皆様にとって正しい答えができる、その能力にたけたコールセンターを選択していくということになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 議案第1号と第2号の関連、関係でちょっと質疑したいと思いますが、先ほど中村議員からもちょっと酒屋さんのことも出ました。一応、前は、緊急事態宣言のときには、たしか、私も一般質問をしたと思うんですが、このほかの事業者の皆さん、接客を伴う事業者、まだたくさんあると思います。例えば、代行タクシー、酒屋さん、あるいは理髪店、美容室、整体、あるいは接骨院とか、そういうところには前はたしか、町として一律5万円を、たしか支給していただいたんじゃないかと私は思っております。大変喜んでおられました。今回は国や県としては、そういう事業者さんたちにはこの協力金の対象から外れているようですが、この辺りはどうなっているのかお伺いできますか。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 飲食店の関連事業者さんに関する御質疑かと思いますが、現在、県のほうで飲食、今回の休業、時短要請で、時短要請……。すいません、時短要請の対象事業者さんになられたところに関してのお取引のあった事業者の皆さん、おっしゃいますようなタクシー事業者さん等も含めて追加での支援を県のほうで現在予定されておまして、そちらのほうで今、対象事業者等含めて調整中というふうにお聞きしております。それに加えて、周辺町のほうでも関連の事業者さん宛での支援というのが幾つか出てきておるようでございます。県のその追加支援だけで全てが対応できるかというところもございませぬけれども、その辺りも含めまして町としての支援という部分を、現在、検討しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今前向きな答弁を頂きましたが、やはり、町内の事業者さんからいろいろそういう話が出ております。私の耳にも入ってきておりますし、なぜ、国民の税

金なのに私たちも、例えば、代行の運転手さんなんか、お店が時短営業して、あのときはほとんどもう人数いませんでした、町の中も。影響を受けるのはお店だけじゃないよと。私たちも本当大きな打撃を受けているんだということで、何とかならないんだろうかというふうにはやはり悲痛な思いを訴えておられました。宮崎県でもタクシー会社がテレビで出ておりました。このまま人が、解除になってまちに出てくれないと倒産するというタクシー会社もテレビでちらっと報道されておりましたが、そういう状況を踏まえて、今、日高課長が答弁したように、やはり国や県もそういうところもやはり見逃さないで、一律、金額的には下がるかもしれませんが、そういうところにも目を向けていってほしいなということをこれお願いして終わります。すいません。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）〕について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）〕に対して、賛成の立場で討論を行います。

今回、感染症対策時間短縮要請協力金事業支援については、200業者との資料を頂きました。先ほど私も2番議員の永友議員も質疑を行いましたけれども、本当に大変なのはそこの業者だけではございません。これ以外の方々の意見もしっかりと聞きながら対応していただくことを、これからの対応をしっかりとさせていただくことをお願いをして、賛成の討論としたいと思います。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）〕は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔令和2年度高

鍋町一般会計補正予算（第12号）] について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）〕は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）〕について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第3号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）〕に対し、賛成の立場で討論を行います。

まず、初めてのことです。ワクチン接種をするというその初めてのことに對して未知への遭遇みたいな部分が皆さん、職員だけでなく、皆さん、住民にもあると思います。しかし、そのワクチン接種がきちんと廃棄処分することなくしていくためには、私はしっかりした前の段階での調査、お願いが住民に對してあるべきではないかなと思っております。そこをしっかりとやっていただき、そしてできるだけ廃棄処分がないように、本当に私たち高鍋町民は見事であるということが終わった後に言えるようなそういうワクチン接種をしていただきたいと思います。お願いをして賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）〕は、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第4号

○議長（緒方 直樹） 日程第6、議案第4号防災資機材（アルミ製折りたたみ式リアカー）の購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第4号防災資機材（アルミ製折りたたみ式リアカー）の購入について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、防災資機材（アルミ製折りたたみ式リアカー）を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第4号防災資機材（アルミ製折りたたみ式リアカー）の購入について詳細説明を申し上げます。

購入物件は防災資機材（アルミ製折りたたみ式リアカー）、購入価格は958万1,000円、契約の方法は指名競争入札、契約の相手方は、住所、高鍋町大字持田1675番地17、くぼた商事、代表黒木昭二でございます。

なお、この防災資機材（アルミ製折りたたみ式リアカー）の購入につきましては、令和3年1月29日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、くぼた商事、児玉防災、中村消防防災株式会社、株式会社武田ポンプ店、有限会社伊地知商会、宮崎ラビットポンプ有限会社の6社でございました。

以上で説明を終わります。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 今回の防災資機材の購入につきましては、南海トラフ巨大地震による地震、津波などの自然災害に備え避難者の安全確保を図ることなどを目的に、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、防災資機材として、アルミ製折りたたみ式リアカー65台を購入するものでございます。

配置先につきましては、公民館施設を有する町内65地区に各1台配置する予定でございます。

なお、配置予定先の公民館に対しましては、昨年11月に防災資機材の配置計画の周知と合わせまして収納場所の事前確認依頼を文書にて行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほどの説明では、84地区のうち公民館がある65地区を対象に買い配置するとのことですが、倉庫などを置くところはあるのでしょうか。どんなと

きに利用する、してほしいと考えての購入なのかお伺いします。

組立てには2人くらい必要で、時間的には何分で形ができますか。組立てに要する時間はどのくらいとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。近頃は車が多く、歩いて、まして人を乗せて安全になると訓練が必要だと思いますが、どこでどのようにされるのかお伺いします。

私のいる正ヶ井手地区では、宝くじのコミュニティ助成事業で頂きましたが、避難訓練をするときには使いますが、ほとんど使用する機会はありません。それより発電機などはいざというときには使えるものだと思うんですが、地区の倉庫にあるため、これまた使用しません。物を買うときは使用頻度及びいざというときにすぐに使える場所に設置できる防災グッズなどがいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 先ほど詳細説明で申し上げましたが、配置予定先の公民館に対しまして資機材収納場所の事前確認をお願いをしております。現時点において、倉庫がないという連絡は頂いておりませんが、収納スペースが厳しいとの御意見がございましたら公民館長様と個別に協議し、調整をしたいと考えております。

次に、利用目的等についてでございますが、災害時における人命救助や物資運搬等の避難活動の支援、それから避難訓練などで使用することで町民の防災意識の向上を図ることを目的に購入をするものでございます。

次に、組立てに要する時間等についてでございますが、5分程度で組立ては可能でございますが、訓練をすることで組立て時間の短縮が図られるものと考えております。コロナ禍の状態におきましては避難訓練の実施も難しいところではございますが、状況を見ながら、次年度以降訓練計画を検討してまいりたいと考えております。

次に、使用頻度などを考慮した防災資機材の購入についてでございますが、今回の購入につきましては、蚊口西の二地区及び樋渡地区に建設をしました津波避難タワーの建設効果を促進する事業として、国の補助を受けて取り組むものでございます。今回購入するリヤカーのほかに防水タイプのメガホン、救助用工具を収納したボックス、折りたたみ式の担架も合わせて配付するものでございます。

また、各家庭で準備していただく防災グッズにつきましては、全戸に配付をしておりますハザードマップの情報面に必要な物品を記載するなど、広報啓発をしているところでございます。

今後も出水期前等の機会を捉えまして情報を発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） このところのちょっと答弁がないようなんですが、車が多くて、まして人を乗せて安全になるとという、先ほどの訓練でそこを一緒にたにして、多分、答弁されたんじゃないかなと思うんですね。でも、障がいでもあるから訓練をしてき

ているんですよ。だけど、もう年を取ったら人を乗せて安全じゃない、リアカーは。ストッパーもついていないし、何もついていない。安全じゃない。だから、こういう状況になって人を安全にとか、物資を安全に。じゃあ、物資がどこにあるのか。リアカーだけ持って逃げるのかと、津波のときにね。もうまた、余震が東北沖のほうであったみたいなんです。本当に南海トラフが来たときにそれが利用できるのかどうか。確かに、津波避難タワーを造るときに防災資機材としてこれも入れていたということなんですけれども、計画どおりやらないと総務省のほうからクレームがついているのか、そのところがね、一番気になる場所なんです。やはり臨機応変にその場に応じてしっかりとお金を有効に使っていくということをやらないと、正直な話言うて、このアルミ製の折りたたみ式リアカーというのと、いろんな発電機なども含めて、これはコミュニティ助成事業で買えるものなんです。そして正ヶ井手の場合はもう大きな倉庫を自前でつくっておりますので、正直な話言うて、リアカーがそう6台ぐらい持ってこられようと全て入るには入るんです。だけど、公民館は建設したけど、機材倉庫まではというところもあると思うんです。おまけにプレハブの折りたたみ式のそういう倉庫というのもコミュニティ助成事業で、お願いすれば出るんです。これはだから宝くじ助成の、地方自治の宝くじ助成のほうに県のほうと協議をしてね、しっかりとこの防災機器を確保するために、ひょっとしたらそっちのほうのお金を、毎年、自治体には、高鍋町も三百二、三十万円、多分、来ていると思うんです。それがあるからというわけではありませんけれど、それ以外にコミュニティ助成事業というのは100%事業ですので、だから250万円限度でもらえますので、そういう意味ではね、これ3地区か4地区が頑張ってみていただければいいことだと思うんです。そしてコミュニティ助成事業の中には防災グッズもきちんと含まれているという状況があるんですよ。私たちは利用できるものは利用して、できるだけ自分と自費は使わないと。お金は使わないというコロナ禍にあつてね、しっかりと金銭の使い方を考えていく必要があるんじゃないかなというふうに私は思うんです。だから、そのところをどういうふうに考えていかれたのかなと。やはりこれからね、倉庫がある所を、倉庫がないと言ってこの65買ったにしても、もう三十軒しか置けなかったと、三十軒地区しか置けなかったと言ったら、じゃあ、それも山の上で農家の皆さんが多くいらっしゃるような地区、山の上の地区でリアカーを持っていても、それはなかなかね、これはやはり必要な地区というのは下のほうにやはり、高台じゃなくて下のほうに住んでいらっしゃる方々の対策としてしっかりとね、対応できるものが何かほかのものはね、できないのか、変更できなかったのかなというふうに私は思っているんですよ。だからね、本当に使うこともないものを買ってね、何の意味があるんだろうというのが私の一番の気になる場所なんです。その辺のところは見直しをかけられなかったのかどうか、そのことをちょっときちんとお伺いしたいなと思っております。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 先ほどのちょっと申し上げましたけれども、この事業自体が

蚊口西の二地区の避難タワー、それから樋渡地区に建設した避難タワーの事業効果を促進する事業ということで、平成28年度から今年度、令和2年度まで取り組んでいる事業計画に基づく交流事業でございます。避難タワーの効果を促進するというので、避難に要する物品等を購入するというので、地区公民館には今回購入するリヤカーをはじめ、ハンドスピーカーであったりというようなもの、避難場所、避難所までの資材として購入しております。

それから避難所の資機材としましては、先ほどの発電機であったりとか、投光器であったりとかそういったものの購入、それから水防倉庫、消防団の資材としては、チェーンソーやカッターなどを使い分けて購入しているところでございます。中村議員のほうからもありましたが、コミュニティ助成事業でも防災資機材の購入は250万円限度、100%で可能ではあるんですけど、なかなか順番が回ってこない実情もございまして、今回、このような大きな補助事業というのは避難タワーの建設に基づくものでなかなかないんですけども、先ほどのコミュニティ助成事業であったりとか、あと地域の防災力の向上の事業等も補助事業でやっておりますので、そういった事業を効果的に組み合わせて必要な物品を購入してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） じゃあ、ちょっと確認をしておきます。これは、防災事業の一環としてそういうふうに予算化されているわけですね。じゃあ、この予算は町単独ではなくて国からちゃんと補助が来るんですね。はい。どれぐらいの補助率なのか、それと同時に、津波避難タワーの訓練、実地訓練をされた今まで回数というのはあるんでしょうか。やっぱりあれができてからなかなか私は蚊口も樋渡もあまりあそこで訓練されているのを見たこともないし、聞いたこともちょっとないんですね。だから、そういったものがあるからといって総務省のほうにある程度やはり見直しをかけて変更できないかどうか相談、せっかくの国から来るお金であれば、やはりそこをきちんと相談しながら必要なものを私たちは購入していくということが必要なんじゃないかなというふうに思うんですね。じゃあ、これは958万1,000円というのは全て、100%来るんでしょうか、国から。そこだけちょっと確認させてください。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 今回の購入予算につきましては6月補正予算で計上させていただいているところでございますが、国からの配分額が720万円、約2分の1の補助事業、補助率となっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第4号防災資機材（アルミ製折りたたみ式リアカー）の購入について、反対の立場で討論を行います。

私は先ほどから質疑をしてみました。このことについて、リヤカーということに対して非常に何か違和感があるといわざるを得ません。その理由は、私もリヤカーの購入を正ヶ井手でしております。その訓練もしております。そして、いろんな形で人を乗せていったときに乗せる人がいない。訓練をするときにやる人がいなくなる。もうやはりやり始めてできないこと、そうじゃなくてリヤカーに代わる人を乗せていくもの、資材を乗せていくもの何かないかということに知恵をもっと絞っていただけたらと思います。ましてこれを買って置くところがない。そしてこれは、多分、備品で置くだらうと思うんですね。そうすると備品を置かなければならない、管理というのは自治公民館がしていくわけです。そのことについても、管理事項についてもしっかりとこれは監査を含めて各自治公民館は、どういうふうに管理されているのかということを見なければいけない。こういったやり方というのは、私は、確かに防災機器であっても非常にまずいやり方じゃないかなというふうに思っております。総務省にお願いをして何か別の機材、例えば、学校に置く機材とかいろんな機材、そこで利用できるもの、そういったものに特化してきちんとやり直しを総務省に求めるべきではなかったかと思い、私は反対といたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第4号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第4号防災資機材（アルミ製折りたたみ式リアカー）の購入については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第5号

○議長（緒方 直樹） 日程第7、議案第5号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第5号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,528万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ132億156万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は新型コロナウイルス感染症対策として、園児応援特別給付金の増額で、歳入はふるさとづくり基金繰入金でございます。併せまして、当該事業の繰越明許費の追加を行うものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第5号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策の町独自の支援といたしまして、園児応援特別給付金を計上したものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書の10ページ、11ページをお開きください。

お手元に補正予算の説明資料もお配りをしておりますので、合わせて御確認ください。

民生費、新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、町内の教育保育施設でのクラスター発生に伴う臨時休園や登園自粛により養育負担が増加した家庭を支援するため、給付金を支給するものでございます。園児1人当たり一律3万円を給付するもので、対象園児830人分、総額2,490万円の給付金のほか、消耗品費、振込手数料等の経費を計上をいたしました。

次に、歳入の御説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。

今回の補正の財源といたしまして、ふるさとづくり基金を充当いたしました。

次に、4ページをお開きください。

繰越明許費の補正についてでございますが、今回の補正予算で計上いたしました事業につきまして申請、給付等の事務が翌年度にまたがることも想定されるため、繰越明許費を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この説明資料の中に、保育所、認定こども園等に在籍する園児というふうに書いてありますよね。じゃあ、高鍋町の全体の子どもたちから考えて、園に行っていない、要するに、一貫教育とこの園児に該当しない就学前の子どもさんというのは一体全体で何名ぐらいいて対象にならないのか、そこだけちょっと数だけ教えていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） こちらのほう、2月1日現在で、今回対象となる園児830名ということで設定をさせていただきました。同日の未就学である児童、これはで

すから園児を含めて、園児も全て、園児でない方も含めているんですが、こちらが1,027人というふうになっておりまして、その差分が約200人弱ということで、その200人弱の方が給付の対象とはならない状況でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） なぜ、この目的を概要をつくって園児という特定をされたのかどうか、その経緯を知りたいなと思うんですよ。というのは、就学前の子どもがやはり200名近くいらっしゃるということ。本当にコロナ対策でね、家庭からなかなか出れない。本当に鬱になっていながらも子育てを頑張っているお母さんたちがいるわけですよ、家庭があるわけですよ。そういうことから考えたら、私は就学前の園児と応援特別ということじゃなくて、未就学児の応援特別支給というふうにしてあげたほうがね、ずっと分かりやすいし、高鍋町の温かい町長をはじめ人柄がしっかりとそこに反映できるんじゃないかなというふうに私は思うんですね。だから、これからでもね、これはお願いをしたいんですけど、本当に後になってでもいいからね、きちんと、私、補正を出していただいて、未就学の子どもたち全員に出していただけるような、確かに私たちの税金ですけど、この基金の目的は、やはり子育て応援をできることであればいいというふうに書いてありますよね。だから、そういうことから、目的からしたら外れないと思うんです。だから、なかなか基金も少なくなってきたりして、大変な状況もあるとは思いますが、やはり200名近くの家庭を私は横に置いておいてというのはちょっとね、正直な話、きつい部分があります。だから、そのことはどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 今議員のおっしゃられたことも確かにそのとおりの部分もでございます。ただ、今回の給付金につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、クラスター、教育保育施設におきますクラスターの発生に伴いまして、臨時休園や登園の自粛の要請などによりまして、その園児のためにお仕事を休まざるを得なかったりしまして、家庭において養育に負担が出てきたことに対します御支援ということにしておりますので、今回は町内の保育園の在園児、この在園児というのは、町外から高鍋町の保育園にいられている園児も含めております。なおかつ、高鍋町の方であって、町外の保育園に通っていらっしゃる園児さんの分も含めているという数字でございます。

あと、先ほどの未就学児全体としての数字につきましては、生まれたばかりの赤ちゃんも含まれているところなんですけれども、こちらでは昨年から実施をさせていただいております赤ちゃんすくすく応援給付金、こちらは1人10万円なんですけど、こちらの給付もまだ現在続いております。1月末現在で91件出ておりまして、生まれたばかりの子どもさん方には10万円を支給させていただいているということで、それと全て一致ということではないんですけれども、200人弱の対象とならない子どもさん方の中にはその91名の方が含まれておりますので、そういうことでやらさせていただいているところで

ございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 福祉課長、そういうこと言ったらいけません。恥ずかしいですよ。というのはね、これは91件の生まれたばかりの赤ちゃん、子どもさんに対しては、やはり定額給付金を10万円出すのに、その後も生まれた子どもさんにも出すべきじゃないかということでこれはできたものであって、この問題とはちょっとすり替えしたらいけませんよ。そういう問題じゃない。私が聞いているのはそういうことじゃなくて、生まれたばかりの赤ちゃんを持っていらっしゃる家庭は、当然、産休を取ったり、育休を取ったりされている方もおられるわけですよ。いずれは保育園に行かれる方もあるわけですよ。今はちょうどね、やはり産休、育休というのはしっかりと皆さん取っておられる家庭も結構いらっしゃると思いますので、私は全員の子どもさんに平等に出してほしいをお願いをしているだけなんです。それ以上のことはない。定額給付金のことを持ち出されると私、夢にも思っていませんでしたけれど、やはり定額給付金で不公平じゃないかと、それ以降に生まれた子どもさん不公平じゃないかということで、これをね、やはり町が、やはりすくすくという形できちんと応援する、これはね、もう本当に最大限配慮していただいた結果だと思っんですよ。だからそれと、でも、この本題は全然別の問題。だから、別の問題として捉えていただかないと私、そういう形で捉えていただくと非常に残念な思いでいっぱいなんです。だから、執行部はそういう気持ではなかったと私思っんです。だから、今度クラスターが発生したと、クラスターが発生したということは本当にその園が悪いわけじゃないです。そこで陽性になった方が悪いわけじゃないんです。このウイルスというのが目に見えないから仕方がないことなんです。だけど家庭にいるから安全だ、安心だじゃないんです。安全で安心じゃないんです。それなりに気を遣って買い物にもいろんなのにも気を遣ってね、家庭の中で子育てをしている方はいっぱいいるわけですよ。だから、そういうことをね言ってしまえば、私は、やはり先ほども言いましたけど、本当にみんなに優しい、みんながやはりきちんとした思いを持てる、高鍋町に対して本当によかった、こんないい町に住んでよかったと言っただけのようなまちづくりにしてほしいとお願いしているわけですよ。なぜこういうのを生み出されたかというのを知りたいわけですよ。ただクラスターが出たから思いつきでされたのかそうじゃないのか、本当にきちんと話し合っってこの予算を出したのかということ私を知りたいと言っただけなんです。そこを知らずして予算へ賛成も反対もないです。やはりね、私は子育て応援の支援金としてしっかり出してほしかったとお願いをしているわけですが、そのことについてどのように町長、お考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 先ほども様々な角度で子育て応援をやっているという意味で福祉課長もおっしゃっていましたが、今回の処置も高鍋町として、そういうのは子育て支援の観点、今回のクラスター等の発生に対しての支援は十分にしていこうという取組で行った

というふうに認識しております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第5号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）に
対して賛成の立場で討論を行います。

私は先ほどからも質疑を行いました。できうれば、この間まだ3月までは時間がござい
ます。就学前の子どもさん全てに支給していただくよう、また配慮をしていただくようお
願いをして賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第5号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛
成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第5号令和2年度高鍋町一
般会計補正予算（第14号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（緒方 直樹） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで令和3年第1回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員